

## 別紙1

### 広島市PTA協議会 表彰弔慰規程(一部抜粋)

第1条 広島市PTA協議会会則第19条により、表彰並びに弔意規程を次のとおり定める。

#### (表彰)

第2条 表彰は、PTAの模範となる活動をし、その成果を収めた団体、個人及び善行児童・生徒に対して行い、広島市PTA協議会会長が表彰状を授与する。

2 表彰の対象者は、役員会において選考し、本会の定例総会または適当な機会に表彰状と併せて副賞を贈呈することができる。

(3) 善行児童・生徒表彰については次のとおりとする。

##### (ア) 繼続善行

学区外で、児童、生徒、教師のほか、社会的にも篤行として認めるような、継続的、具体的な善行のあった児童・生徒及びその集団について当該卒業予定年度に行う。(集団の場合に、一部の者が卒業予定年度でない者も含む)

##### (イ) 特別善行

行動が全市的な立場で特別に表彰されるべきものと認められる児童・生徒及びその集団について行う。

(ウ) 選考の対象者について推薦があった場合には、その都度協議する。

(4) その他表彰を必要とする事例が生じた場合は、役員会の議を経て決定する。

### 個人情報の取扱いについて

#### 1 利用目的

広島市PTA協議会は個人情報を次の目的のために利用いたします。これ以外の目的には利用いたしません。

- 1) 表彰選考とそれに係る事務
- 2) 表彰に係る連絡
- 3) 表彰に係る発表と広報

#### 2 個人情報の取扱いについて

推薦書に記入いただいた、学校名、学年、氏名・団体名・推薦理由・推薦者からの意見については、広島市PTA協議会役員会等で選考のために使用いたします。

受賞者決定後は、学校名、学年、受賞者名、推薦理由等は、令和7年度広島市PTA協議会定例総会議案集に掲載します。予めご了承ください。

取得した個人情報は、選考および表彰事業の実施に必要な範囲でのみ利用し、目的外利用や第三者提供はいたしません。また、取得した個人情報は本表彰事業終了後、適切な方法で削除または廃棄いたします。

#### 3 個人情報の取得方法

個人情報が記入された推薦書を単位PTAから取得します。